

高津区タウンセールス推進大使設置要綱

(目的)

第1条 高津区（以下「区」という。）と縁のあるアニメキャラクター等との連携により、効果的な区政情報の発信や区の魅力を広く市内外に発信していくとともに、地元に対する愛着心の醸成や地域のイメージアップを図ることを目的として、高津区タウンセールス大使（以下「大使」という。）を設置する。

(大使の呼称)

第2条 大使の呼称は、「キラリたかつ大使」とする。

(大使の役割)

第3条 大使の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区の施策等の広報、周知等に協力すること。
- (2) 区の文化、芸術、スポーツ等の振興等に関して協力すること。
- (3) 区が主催するイベントなどの機会をとらえて区の広報、PRを行い、区のイメージアップに協力すること。
- (4) 他区・他市との交流事業に協力すること。
- (5) その他大使の役割として区長が必要と認めるもの。

(委嘱)

第4条 大使は、地域を越えて活躍する高津区にゆかりのあるアニメ等の架空の人物等を区長が委嘱する。

(定数)

第5条 大使の定数は、必要に応じた数とする。

(任期)

第6条 大使の任期は、原則として定めないこととする。ただし、当事者間の契約により任期を定めることができるものとする。

- 2 区長は、特別の理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱することができる。

(報酬等)

第7条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、イベント等の活動に対して必要な経費を支給する。

- 2 大使に対しては、その活動に資するため、次に掲げるものを支給する。

- (1) 区政に関する情報誌や物品等
- (2) その他区長が必要と認めるもの

(庶務)

第8条 大使の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、大使に関して必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年1月27日から施行する。